

## 定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当等の取扱いについて

### 1 趣旨

令和6年の人事院勧告にて、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、定年前再任用短時間勤務職員等に対しても、住居手当、寒冷地手当等を支給するよう勧告がなされ、法改正が行われた。

国との均衡等を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当、寒冷地手当の取り扱いについて、見直しを行い、職員の給与制度に関する所要の規定整備を行う。

### 2 改正内容

支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当及び寒冷地手当を支給する。

	支給要件	支給額
住居手当	(1) 世帯主である職員で、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っているもの	8,300円
	(2) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が現に居住する住宅に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っているもの	4,100円
寒冷地手当	11月から翌年3月まで寒冷の地域で任命権者が定めるもの（長野県諏訪市「東京都台東区立少年自然の家 霧ヶ峰学園」）に在勤する職員	≪世帯主・扶養親族有≫ 17,800円 ≪その他の世帯主≫ 10,200円 ≪その他の職員≫ 7,360円

### 3 施行日

令和7年4月1日

### 4 改正する条例

東京都台東区職員の給与に関する条例

第40号議案 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(特定職員についての適用除外) 第21条の5 (略) 2 第9条の3から第11条までの規定は、 定年前再任用短時間勤務職員には、適用し ない。 3 (略)	(特定職員についての適用除外) 第21条の5 (略) 2 第9条の3から第11条まで、 <u>第11条</u> <u>の3及び次条</u> の規定は、定年前再任用短時 間勤務職員には、適用しない。 3 (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
 (東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年10月台東区条例第33号)の一部を次のように改正する。  
 付則第9項中「、第11条の3及び第22条」を削る。

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

(付則第2項による改正)

<p>東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年 月台東区条例第 号）付則第2項の規定による改正案</p>	<p>東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年10月台東区条例第33号）</p>
<p>付 則 1～8 （略） 9 改正後の条例第9条の3から第11条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10～13 （略）</p>	<p>付 則 1～8 （略） 9 改正後の条例第9条の3から第11条まで、<u>第11条の3及び第22条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10～13 （略）</p>